

廃棄物の処理施設の設置等に係る指針

平成 20 年 10 月 14 日制定

平成 28 年 3 月 22 日改正

平成 30 年 9 月 19 日改正

長野県環境部長

(設置場所の選定)

第 1 廃棄物の処理施設（以下単に「処理施設」という。）を設置し、又は設置しようとする者（以下「施設設置者」という。）は、処理施設の設置場所を選定するときは、次に掲げる事項（処理施設を都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に規定する工業地域又は工業専用地域（積替保管施設を設置する場合にあってはこれらのほか準工業地域を含む。）に設置する場合にあっては、第 2 号のアの③の事項を除く。）を勘案しなければならない。

(1) 周辺地域の区域内の法令等による土地利用規制の状況

(2) 次に掲げる施設の設置状況

ア 集中する場合において、環境負荷の増大について特に注意を要する施設

- ① 他の処理施設（その設置に当たり、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年条例第 16 号。以下単に「条例」という。）第 31 条各号で定める許可申請等を要するものに限る。）
- ② 市町村が設置する一般廃棄物処理施設で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 の規定による届出を要するもの
- ③ 公害関係法令による規制対象施設で、前 2 号に掲げる施設以外のもの
 - (ア) 悪臭を発生する施設にあっては、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項で定める特定悪臭物質を排出する施設
 - (イ) 放流水を発生する施設にあっては、次に掲げる施設
 - a 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項で定める特定施設
 - b 公害の防止に関する条例（昭和 48 年条例 11 号。以下「公害防止条例」という。）第 2 条第 5 項で定める特定施設
 - (ウ) 騒音を発生する施設にあっては、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条第 1 項で定める特定施設
 - (エ) 振動を発生する施設にあっては、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項で定める特定施設
 - (オ) 排出ガス又はばい煙を発生する施設にあっては次に掲げる施設
 - a 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項で定めるばい煙発生施設
 - b 同条第 5 項で定める揮発性有機化合物排出施設
 - c ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項で定める特定施設
 - d 公害防止条例第 2 条第 6 項で定めるばい煙発生施設
 - (カ) 粉じんを発生する施設にあっては次に掲げる施設

- a 大気汚染防止法第2条第10項で定める一般粉じん発生施設
 - b 同条第11項で定める特定粉じん発生施設
 - c 公害防止条例第2条第7項で定める粉じん発生施設
- イ 近接する場合において、生活環境の保全について特に配慮を要する施設
- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に掲げる児童福祉施設で、国が設置したもの、都道府県若しくは市町村が児童福祉法第35条第2項若しくは第3項の規定に基づき設置したもの又は同条第4項の規定により国、都道府県若しくは市町村以外の者が都道府県知事の認可を受けて設置したもの
 - ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第2項の認定を受けた施設及び同条第3項の規定による公示がされた施設（認定こども園）
 - ③学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める教育施設
 - ④医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5で定める施設
 - ⑤老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3で定める老人福祉施設、同法第29条に規定する有料老人ホーム、医療法第1条の6で定める介護老人保健施設、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年8月3日国土交通省令第115号）第3条第6号で定める高齢者専用賃貸住宅等、多数の高齢者が集団で利用する施設
 - ⑥水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項で定める水道施設
- (3) 廃棄物の搬入又は搬出経路の幅員等の道路の状況及び交通状況
- (4) 処理施設において地下水をくみ上げ、又は表流水を用いる場合にあっては、取水方法、取水量及び周辺地域における水利用の状況
- (5) 地下構造物を建設する場合にあっては、処理施設設置場所及び周辺地域における地下水の流動及び利水状況
- (6) 次に掲げる環境質等
- ア 大気質 イ 水質 ウ 地下水 エ 騒音 オ 振動 カ 悪臭
 - キ 交通安全 ク 地盤の安定性
- (周辺地域の範囲)

第2 条例第28条の周辺地域は、次に掲げる処理施設の種類の従い、当該各号で定める距離（いずれも処理施設の存する事業場の敷地と隣地との境界線（以下「敷地境界線」という。）からの水平距離とする。）内に存する自治会（町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいい、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項第1号から第3号まで及び第4項に定める要件を満たすものに限る。）の区域を基本とする。ただし、これらの距離はあくまでも目安であり、事業計画協議を行う際に、この外側に利害関係を有することを主張する者がある場合には、これを尊重するものとする。

- (1) 積替保管施設 概ね50メートル
- (2) 廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設 次に掲げる区分に従い、当該アからウまでに定める距離
 - ア 硫黄酸化物の最大着地濃度出現距離を推測できる場合 当該距離（当該距離が500メートルを下回る場合は概ね500メートル）
 - イ 排出ガス量等を推測しがたい場合 計画煙突高さの30倍に当たる距離（当該距離が500メートルを下回る場合は概ね500メートル）

- ウ 排出ガス中の硫黄酸化物の排出量が大气污染防治法第3条第1項の規定による排出基準値の概ね10%以下になることが見込まれる場合 ア及びイの規定にかかわらず、概ね500メートル
- (3) 堆肥化施設等の臭気について配慮を必要とする施設 次に掲げる区分に従い、当該アからウまでに定める距離
- ア 処理能力が5トン/日未満の場合 概ね500メートル
- イ 処理能力が5トン/日以上の場合 概ね1キロメートル
- ウ 悪臭の発散を防止するための設備を備え、かつ、負圧に保たれた処理施設内で悪臭を生じる作業が行われる場合 ア及びイの規定に関わらず、第5号で定める距離
- (4) 最終処分場 概ね1キロメートル
- (5) 第1号から前号までのいずれにも該当しないもの 概ね200メートル
- 2 放流水を排出する処理施設（処理施設からの放流水が公共の水域に流入する場合に限る。）にあつては、前項に定めるところによるほか、当該公共の水域における低水量が放流水の量の概ね100倍となる地点（水量等を推測しがたい場合にあつては放流地点からの流下距離が概ね1キロメートル）までの水域（当該水域の底面及び沿岸（水に常時接する部分に限る。）を含む。）を周辺地域とする。
- 3 施設設置者は、周辺地域を決定するときは、前項に定めるところによるほか、地形、処理施設の種類、処理を行う廃棄物の種類、処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）、第1の第6号に掲げる環境質等を総合的に勘案しなければならない。

【参考】土地利用規制のある法令

法 令	土地利用規制等
○都市計画・建設関係の法律	
国土利用計画法	権利移転等
都市計画法	区域区分、用途地域、他の都市施設、他の都市
建築基準法	用途地域等
○自然環境保全関係の法律	
自然公園法	国立公園、国定公園
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区、監視地区
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
都市緑地法	特別緑地保全地区
都市計画法	風致地区
○災害防止関係の法律	
森林法	保安林の区域、保安施設地区、地域森林計画対象
砂防法	第2条指定地域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第3条第1項の指定区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域
河川法	第6条第1項に規定する区域
○農業関係の法律	
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域
農地法	農地又は採草放牧地
生産緑地法	生産緑地
集落地域整備法	集落地区計画の区域
○景観・文化財関係の法律	
景観法	景観計画地域
文化財保護法	史跡名勝天然記念物、重要文化的景観
○県又は市町村の条例	
長野県自然環境保全条例	県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、大規模開発調整地域
長野県立自然公園条例	県立自然公園
長野県希少野生動植物保護条例	生息地等保護区
長野県水環境保全条例	水道水源保全地区
長野県ふるさとの森林づくり条例	森林整備保全重点地域
長野県景観条例	景観育成重点地域、景観育成特定地区
文化財保護条例	長野県史跡名勝天然記念物
市町村の条例	条例に定める土地利用規制